山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例 (山陽小野田市税条例の一部改正)

第1条 山陽小野田市税条例(平成17年山陽小野田市条例第88号)の一部 を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項 又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるも のを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
  - (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
  - (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた 日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌 日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更 した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の

額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)

については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第67条第1項中「同月25日」を「同月26日」に改める。

第82条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

を

- 「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
  - (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
  - (ウ) 4輪以上のもの
    - a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円

に改め、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400円 その他のもの 年額 5,900円 」

を

- 「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円 」

に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第1項」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第 8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。 7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分 の1とする。

附則第16条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア(イ)	3,900円	1,000円
第 2 号ア (ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第 2 号ア (ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機 関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第 446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項に おいて「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」に、「軽自動 車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自 動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、 平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同 条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア(イ)	3,900円	2,000円
第 2 号ア (ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5, 400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第 2 号ア (ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、 同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1 項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及 び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第 1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第

20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附 則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施 に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定 給付補塡金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条 の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33 条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同 条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項 後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項 及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3 第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則 第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4 項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附 則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等 実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を 「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を 「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2 第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の 3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得 に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法 律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第 2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の 規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相 互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び 第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等 の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例 適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の 規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を 乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
  - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
  - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第

- 18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補塡金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」 とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特 例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得 割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」 とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法 第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当 等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。 この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の 3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所 得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項 及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配 当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、 特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条 の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の 税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月 1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出 期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知 書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された 第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適 用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がな いことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限 り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とある

- のは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配 当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額者しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 第2条 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例(平成26年山陽小野田 市条例第20号)の一部を次のように改正する。
  - 附則第6条中「新市税条例第82条及び新市税条例」を「山陽小野田市税 条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同

# 条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3, 100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5, 500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	山陽小野田市税条例等の一部
		を改正する条例(平成26年
		山陽小野田市条例第20号。
		以下「平成26年改正条例」
		という。) 附則第6条の規定
		により読み替えて適用される
		第82条
附則第16条第1項の	第 2 号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6
表第2号ア(イ)の項		条の規定により読み替えて適
		用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3, 100円
附則第16条第1項の	第 2 号ア (ウ) a	平成26年改正条例附則第6
表第2号ア(ウ) a の項		条の規定により読み替えて適
		用される第82条第2号ア(ウ)
		a
	6,900円	5, 500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の	第 2 号ア (ウ) b	平成26年改正条例附則第6
表第2号ア(ウ)bの項		条の規定により読み替えて適
		用される第82条第2号ア(ウ)
		b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例(平成27年山陽小野田 市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、山陽小野田市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中山陽小野田市税条例第19条、第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに同条例附則第20条の2の改正規定及び同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に1条を加える改正規定並びに第3条の規定並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
  - (2) 第1条中山陽小野田市税条例第67条及び第82条の改正規定並びに同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定 平成29年4月1日
  - (3) 第1条中山陽小野田市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規 定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の山陽小野田市税条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞 金について適用する。
- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる 規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する 納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例附則第20条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以

後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に 新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平 成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年 法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償 却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用 する。
- 2 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して 課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して 課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して 課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して 課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新

たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

# 山陽小野田市税条例新旧対照表(第1条関係)

# 改正後

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る 延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46 条、第46条の2若しくは第46条の5 (第53条の7の 2において準用する場合を含む。以下この条において同 じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項におい て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の 申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、 第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第 102条第2項、第105条、第139条第1項又は第 145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、 又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入 金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その 延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期 間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げ る税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間 並びに第5号及び第6号に定める日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は 納入書によって納入しなければならない。

# 改正前

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る 延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46 条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の 2において準用する場合を含む。以下この条において同 じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項におい て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の 申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、 第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第 102条第2項、第105条、第139条第1項又は第 145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、 又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入 金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延 長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同 じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応 じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分 に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パー セント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額 を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納 入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139 条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除 く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過す る日までの期間
- (3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139 条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係 る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日か ら1月を経過する日までの期間
- (4) (略)
- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、 第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限 る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該 税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項 及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提 出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌 日から1月を経過する日

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及

- (1) (略)
- (2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、 第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限 る。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第 139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税 額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を 経過する日までの期間
- (3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項 及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若し くは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でそ の提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した 日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日ま での期間
- (4) (略)

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及

びこれらに係る延滞金の徴収)

- 第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。
- 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決

びこれらに係る延滞金の徴収)

- 第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。
- 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決

定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、 又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為 により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の 納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得 税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除 く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1 年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額 を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日 の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発 せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除す る。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる

定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、 又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為 により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の 納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得 税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除 く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1 年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額 を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日 の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が 発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除 する。 市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞 金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知 書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づく ものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経 過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額 に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項<u>の申告書</u>(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間について

までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があ

は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

った後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付が あった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より 前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更 正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

6 (略)

<u>7</u> (略)

5 (略)

<u>6</u> (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 (略)

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額<u>がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には</u>、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

# 第50条 (略)

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の 8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第 23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額<u>について</u> も同条第1項、第2項又は第4項の納期限<u>によるものとする。なお</u>、納期限の延長があった<u>ときは</u>、その延長された 納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に 応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又 は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間につ いては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金 額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならな い。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する

に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規 定する申告書(以下この項において「修正申告書」とい う。) の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税 について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定 する申告書(以下この項において「当初申告書」とい う。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出に より納付すべき税額を減少させる更正(これに類するもの を含む。以下この項において「減額更正」という。)があ った後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当 初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含 す。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)につ いては、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市 民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は 令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあって は、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎 となる期間から控除する。

連結親法人をいう。以下この項において同じ。) 若しくは 連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正 申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受 けたこと)による更正に係るものにあっては、当該修正申 告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の 通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる 期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付が あった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より 前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更 正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正 の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除 く。) である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る 更正の請求に基づくものに限る。) によるものである場 合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算し て1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る 更正の通知をした日までの期間

(固定資産税の納期)

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月1日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 12月1日から同月26日まで

 $2 \sim 4$  (略)

(軽自動車税の税率)

等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額と する。

(固定資産税の納期)

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月1日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 12月1日から同月25日まで

 $2 \sim 4$  (略)

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車 | 第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車 等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額と する。

- (1) (略)
- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車
  - ア 軽自動車
    - (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
    - (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
    - (ウ) 4輪以上のもの
      - a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

- イ 小型特殊自動車
  - (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
  - (イ) その他のもの 年額 5,900円
- (3) (略)

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除 の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個 第6条 削除

- (1) (略)
- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額

3,<u>600円</u>

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年<u>額</u> 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

附則

人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 法<u>附則第15条第2項第7号</u>に規定する市町村の条例で 定める割合は4分の3とする。

5 • 6 (略)

<u>7</u> 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

<u>8</u> (略)

9 (略)

- 10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第33項第1号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2

(法<u>附則第15条第2項第1項</u>等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 法<u>附則第15条第2項第6号</u>に規定する市町村の条例で 定める割合は4分の3とする。

5 • 6 (略)

<u>7</u> (略)

8 (略)

とする。

- 12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

15 (略)

16 (略)

17 (略)

- 18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定 める割合は5分の4とする。
- 19 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄

9 (略)

10 (略)

11 (略)

<u>12</u> (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の

に掲げる<u>同条の</u>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4, 500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に<u>掲げる</u>3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、 当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月 31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平 成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1, 300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に<u>掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの</u>に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平

間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6, 900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4, 500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に<u>規定する</u>3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6, 900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1, 300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に<u>規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)</u>に対する第82条の規定の適用については、当該<u>軽自動車が平成27年4月1日</u>から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を

成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6, 900円	3, 500円
	10,800円	5, 400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1, 900円
	5,000円	2, 500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に<u>掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの</u>(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8, 100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2, 900円
	5,000円	3,800円

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税

受けた場合<u>において、平成28年度</u>分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3, 900円	2,000円
	6, 900円	3, 500円
	10,800円	5, 400円
	3,800円	1, 900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6, 900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2, 900円
	5,000円	3,800円

# の課税の特例)

- 第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国 居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税 等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国 居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定 する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12 条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得 相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等につ いては、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、 他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免 除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条 第5項及び第16条第2項において準用する場合を含 む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項におい て「特例適用利子等の額」という。) に対し、特例適用利 子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34 条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市 民税の所得割を課する。
- <u>2</u> 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所 得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2 第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
  - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第 1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第

- 7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に

- 係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法 第11条第12項及び第15条第18項において準用す る場合を含む。)に規定する特定対象給付補塡金等に係 る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金

- 額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当す る市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた 年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項 の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの 及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達さ れる時までに提出されたものに限り、その時までに提出さ れた第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載がある とき(これらの申告書にその記載がないことについてやむ を得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限 り、適用する。
- <u>5</u> 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所 得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2 第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
  - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第 1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第 7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条 の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則 第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の 額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第 34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3 第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあ

るのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段 の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第 1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び 附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得 割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則 第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の 額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条 第10項及び第15条第16項において準用する場合を 含む。) に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子 所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中 「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則 第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の 額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得 割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による 市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税 の課税の特例)

条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税 の課税の特例)

- 第20条の3 - 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税 | 第20条の2 - 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税 条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所 得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の3</u> 第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第 1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第 7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条 の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則 第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条

例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2</u>第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
  - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第 1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附 則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第 34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及 び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割 の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第

- の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項 及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定によ る市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中 「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20 条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計 額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)</u>第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定を要に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中 「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則</u> 第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」 と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに<u>附則第20条の3第1項</u>の規定による市民税の 所得割の額」とする。

- 34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3 第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項 の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第 1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び 附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の 額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則</u>第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施 特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等 (次項において「条約適用配当等」という。) について は、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この 場合において、当該条約適用配当等については、同条及び 第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、そ の前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条 約適用配当等の額」という。) に対し、条約適用配当等の 額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の 2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分 の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特 例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合に は、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当す る市民税の所得割を課する。

### 4 (略)

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所 得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の3</u> 第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第 1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第 7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

# 4 (略)

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2</u> 第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
  - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第 1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附 則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第

の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則</u>第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則</u>第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)</u>第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額<u>若しくは配当所</u>得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中 「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則</u> 第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の 額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得 割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による

- 34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中 「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則</u> 第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」 と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の

市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適 用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除 く。) における第34条の9の規定の適用については、同 条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則 第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下 「条約適用配当等」という。) に係る所得が生じた年の翌 年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定 による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知 書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに 提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に この項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用 配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 (これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむ) を得ない理由があると市長が認めるときを含む。) であっ て、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎と なった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴 う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章 第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は 第33条第6項 と、同条第3項中「法第37条の4」と あるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の 規定により読み替えて適用される法第37条の4」とす る。

所得割の額」とする。

租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適 用がある場合 (第3項後段の規定の適用がある場合を除 く。) における第34条の9の規定の適用については、同 条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則 第20条の2第3項に規定する条約適用配当等(以下「条 約適用配当等」という。) に係る所得が生じた年の翌年の 4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定によ る申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が 送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出 された第36条の3第1項の確定申告書を含む。) にこの 項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当 等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これ らの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得な い理由があると市長が認めるときを含む。) であって、当 該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった 条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得 税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」とい う。) 第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第 5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条 第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは 「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定によ り読み替えて適用される法第37条の4」とする。

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

改正後	改正前
附則	附則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法 第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る<u>山陽</u> 小野田市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用に ついては、次の表の左欄に掲げる<u>同条例の</u>規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第82条第2号	3, 900円	3, 100円
ア (1)		
第82条第2号	6, 900円	5, 500円
ア(ウ) a_	10,800円	7,200円
第82条第2号	3,800円	3,000円
ア (ウ) b	5,000円	4,000円
附則第16条第	第82条	山陽小野田市税条例等の
1項		一部を改正する条例(平
		成26年山陽小野田市条
		例第20号。以下「平成
		26年改正条例」とい
		う。) 附則第6条の規定
		により読み替えて適用さ

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法 第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る<u>新市</u> 税条例第82条及び新市税条例附則第16条の規定の適用 については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新市税条例第	3, 900円	3, 100円
82条第2号		
ア	6, 900円	5, 500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新市税条例附	第82条	山陽小野田市税条例等の
則第16条第		一部を改正する条例(平
1項の表以外		成26年山陽小野田市条
の部分		例第20号。以下「平成
		26年改正条例」とい
		う。)附則第6条の規定
		により読み替えて適用さ

Ī	I	l I
		<u>れる第82条</u>
附則第16条第	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則
1項の表第2号		第6条の規定により読み
ア(イ)の項		替えて適用される第82
		条第2号ア(イ)
	3, 900円	3, 100円
附則第16条第	第2号ア (ウ) a	平成26年改正条例附則
1項の表第2号		第6条の規定により読み
ア(ウ) a の項		替えて適用される第82
		条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5, 500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則
1項の表第2号		第6条の規定により読み
<u>ア (ウ) b の項</u>		替えて適用される第82
		条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

		れる第82条
新市税条例附	第82条第2号	平成26年改正条例附則
則第16条第	<u>ア</u>	第6条の規定により読み
1項の表		替えて適用される第82
		条第2号ア
	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)		
改正後	改正前	
附則	附則	
(市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略)	(市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略)	

 $2\sim6$ 

(略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合において は、同項から前項までに規定するもののほか、山陽小野田 市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100 条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合にお いて、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

 $2\sim6$ 

(略)		
第19条第3号	第98条第1項若し くは第2項の申告書 又は第139条第1 項の申告書でその提 出期限	附則第5条第6項に
(略)		

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合において は、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並び に第101条の規定を適用する。この場合において、次の 表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)			
第19条第3号	第48条第1項の申告	平成27年改正条例	
	書(法第321条の8	附則第5条第6項に	
	第22項及び第23項	規定する納期限	
	の申告書を除く。)、		
	第98条第1項若しく		
	は第2項の申告書又は		
	第139条第1項の申		
	告書でその提出期限		
(略)			

 $8 \sim 1 \ 4$  (略)  $8 \sim 1 \ 4$  (略)